

## 令和6年能登半島地震災害にかかる見舞金の贈呈について

本市は、令和6年能登半島地震により、甚大な被害を受けた石川県、富山県、新潟県及び新潟市に対し、次のとおり見舞金を贈呈することを決定しましたので、お知らせします。

### 1 贈呈先及び金額

- (1) 石川県 200万円
- (2) 富山県 30万円
- (3) 新潟県 30万円
- (4) 新潟市 50万円

### 2 贈呈方法

石川県東京事務所長、富山県首都圏本部長、新潟県東京事務所長、新潟市東京事務所長に対して、目録を贈呈する予定です。

問合せ先

生活福祉課

直通電話042-851-3170